

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678
編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

親会社の土地建物を子会社に譲渡した場合

Q: 当社は、バブル時期に賃貸用として取得した土地と建物がありますが、土地の値下がりでは価格は取得価額の3分の1程度まで下がっています。

評価損を計上することもできませんので、子会社にこれを譲渡したいと考えています。この場合、評価損を計上するためのものとして課税上否認されることはないでしょうか。

A: 譲渡した価額が適正なものであり、子会社が単なるダミーでなければ、その譲渡損は親会社の損失として取り扱われるでしょう。

【解説】

固定資産の評価損が計上できるのは、一定の事由が生じた場合だけなので(法令68)、一般的に価格が下落した場合には、それが異常なものであっても、評価損の計上はできません。

そこで、譲渡すれば譲渡損として損金算入が認められますが、その譲渡を行い直ちに買い戻した場合や譲渡が仮装である場合には、課税上は、その譲渡がなかったものとして取り扱われ、その譲渡は否認されます。

例えば、ダミー会社を設立して、これに譲渡するような場合には、譲渡損を計上するために設立したものとして、否認の対象となります。

しかし、そうでなければ、親会社は、その所有する土地建物を子会社に譲渡しても、その価額が適正なものであれば、課税上もその譲渡は認められ、その譲渡損は親会社の損失として取り扱われることとなります。

